

平成 27 年 9 月臨時教育委員会会議録

1. 日 時 平成 27 年 9 月 30 日（水）午後 2 時～午後 2 時 15 分
2. 場 所 職員会館 3 階 第 1・第 2 会議室
3. 出席者
委員長 中野 俊勝 委員長職務代理者 川岸 靖代 委員 谷口 馨
委員 野口 和江 教育長 樋口 利彦
4. 事務局出席者
教育総務部長 西川 照彦 生涯学習部長 松阪 正登
学校管理課長 古谷 利雄 総務課長 大西 謙次 産業高校学務課長 山本 徹雄
人権教育課長 阪本 美奈子 生涯学習課長 大和 昇
理事兼スポーツ振興課長 直 清司 郷土文化室長 小堀 頼子
図書館長 玉井 良治 総務課参事 高井 哲也 総務課参事 中野 忠一

開会 午後 2 時

本会議録署名者に谷口委員を指名した。

傍聴人 0 名。

○中野委員長

ただいまから平成 27 年 9 月臨時教育委員会会議を開催いたします。

議案第 54 号 委員長の選任について

○中野委員長

次に議案第 54 号 委員長の選任について、事務局から説明をお願いします。

○大西総務課長

委員長の選任について、説明いたします。

中野俊勝委員長が 9 月 30 日をもって、委員長の任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項により、なおその効力を有するとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、委員長の選任について協議をお願いします。

委員長の選任については、同法第 12 条第 1 項及び、岸和田市教育委員会規則の一部を改正する規則（平成 26 年教育委員会規則第 1 号）附則により、なお従前の例によるとされた同規則による改正前の岸和田市教育委員会規則第 3 条第 1 項により、教育長を除いた委員のうちから、選

挙により選出となっておりますのでよろしくお願ひいたします。なお、同規則第3条第3項には、「全員異議がないときは、指名推薦によることができる。」となっております。

○中野委員長

説明が終了しました。それでは委員長の選出についてどのようにいたしましょうか。

○樋口教育長

指名推薦としたらいかがですか。

○中野委員長

指名推薦にしたらどうかとの、ご発言がありました。そのようにさせていただいてよろしいですか。

○中野委員長

異議がないようですので、どなたかご推薦をお願いします。

○樋口教育長

谷口委員にお願いしたいと思います。

○中野委員長

谷口委員を委員長に推薦する声がありますが、いかがでしょうか。

○中野委員長

ご賛同いただきましたので、谷口委員に委員長をお願いすることに決定いたします。

議案第 55 号 委員長職務代理者の指定について

○中野委員長

続きまして、議案第 55 号 委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いします。

○大西総務課長

委員長職務代理者の指定について、説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項により、なおその効力を有するとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 4 項の規定及び岸和田市教育委員会規則の一部を改正する規則（平成 26 年教育委員会規則第 1 号）附則により、なお従前の例によるとされた同規則による改正前の岸和田市教育委員会規則第 3 条第 2 項・第 3 項により、委員長の選出に準じ、教育委員会の指定する委員が委員長職務代理者となりますので、その指定についてお願いいたします。

○中野委員長

説明が終了しました。委員長の選出に準じ、指名推薦ということをお願いします。

○樋口教育長

野口委員に委員長職務代理者をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○中野委員長

ご賛同いただきましたので、野口委員に委員長職務代理者をお願いすることに決定いたします。

○中野委員長

委員長及び委員長職務代理者が決定しました。10月1日付の就任となりますが、よろしくお願
いします。

○中野委員長

本日、予定していた案件は以上ですが、その他でなにかございますか。
ないようですので、これをもちまして本日の臨時教育委員会は閉会いたします。

閉会 午後2時15分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

委員長

署名委員